平成２１年（フ）第７２３号
大分市新栄町６番７号　中島ビル403
債務者　長谷惠美子
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第７２４号
大分県別府市大字野田139番地の11
債務者　岡田　　武
1　決定年月日時　平成21年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第７４４号
大分市明野高尾４丁目５番地の９
債務者　山内　近夫
1　決定年月日時　平成21年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第７４５号
大分市下郡２丁目15―103号　サンハイツ下郡、住民票上の住所大分県豊後大野市朝地町宮生2927番地１
債務者　管原　幸吉（旧姓岩崎）
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第７５２号
大分県別府市石垣東４丁目２番32―401号
債務者　武藤　和代
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第７６２号
大分県津久見市上宮本町11番６号
債務者　板東　智恵
1　決定年月日時　平成21年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第７６３号
大分市明野高尾４丁目５番地の９
債務者　山内　純子
1　決定年月日時　平成21年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第７７３号
大分市大字宮崎1196番地の26
債務者　藤原　妙美
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第７８６号
大分市大字千歳953番地
債務者　北山　秋光
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第８０８号
大分県津久見市大字上青江4925番地
債務者　松下　弘子
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第７３号
大分県国東市安岐町塩屋291番地15第二野田ビル402号
債務者　後藤美千代
1　決定年月日時　平成21年12月22日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２１年（フ）第３９１号
宮崎県児湯郡新富町大字新田136番地１
債務者　黒木　利弘
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第３９２号
宮崎県児湯郡新富町大字新田136番地１
債務者　黒木　泰世
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第１６１号
鹿児島県奄美市名瀬平松町521番地
債務者　岩崎久美子（旧姓泊）
1　決定年月日時　平成21年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２１年（フ）第１７７号
鹿児島県大島郡龍郷町円702番地４
債務者　東　　博
1　決定年月日時　平成21年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２１年（フ）第１７９号
鹿児島県奄美市名瀬大字仲勝721番地２
債務者　池畑　　豊
1　決定年月日時　平成21年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２１年（フ）第１８５号
鹿児島県奄美市名瀬長浜町16番23号　右側
債務者　田中　弘幸
1　決定年月日時　平成21年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２１年（フ）第１９９号
鹿児島県霧島市隼人町住吉1580番地５
債務者　安山ひさみ
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係